

意見書案第1号

アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、外交努力による平和的解決を求める意見書
について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年3月19日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

提出者 議 会 運 営 委 員 会
委員長 金 澤 克 仁

アメリカ・イスラエルのイラン攻撃を即時中止し、
外交努力による平和的解決を求める意見書（案）

アメリカ・イスラエルは、2月28日にイランへの先制攻撃を開始し、イランもイスラエル等米軍が駐留する周辺諸国に報復攻撃を行いました。このことは、武力攻撃の禁止を定めた国連憲章第2条第4項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」に違反します。アメリカとイスラエルは、直ちに武力攻撃を中止し、外交努力による平和的解決に努めるべきです。

今回のアメリカ・イスラエルの先制攻撃によってホルムズ海峡でのタンカーの航行に深刻な困難が生じていると報じられ、既にその影響は、国内でのガソリン価格の急激な高騰に現れています。3月13日に複数のアメリカメディアは、沖縄を拠点にする米海兵隊等部隊が中東に向かっており、イラン攻撃に参加すると報じました。地上侵攻を含む本格的な作戦に着手する戦争の長期化を想定した動きです。事態が長期化・深刻化すれば、各国のエネルギー供給や世界経済への重大な影響は避けられないばかりか、中東と世界の平和と安定に深刻な打撃をもたらすことは避けられません。

このような、国連憲章や国際法に明白に違反するアメリカに対し、日本政府は何ら抗議や批判をしていないことを深く憂慮します。日本国憲法は「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と定めており、米軍が日本国内の基地からイラン攻撃に出動することなどは許されるものではありません。

中東地域での戦禍の拡大により予想される世界と日本への影響を回避し、平和を守るとは、平和憲法を持つ日本政府の責務です。日本政府がその原点に立って、アメリカとイスラエルに対し、国連憲章と国際法の原則に立ち帰り、武力攻撃を中止し、外交努力により平和的に解決するよう働きかけることを取手市議会として強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 法務大臣
経済産業大臣